

カンボジア王国  
国民 信仰 国王

経済財政省  
No. 989 MEF. BK

プノンペン、2011年11月24日

### 輸出入貨物の通関手続手数料に関する省令

上級大臣兼経済財政大臣は  
以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する2008年9月25日付勅令第NS/RKT/0908/1054号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する1994年7月20日付勅令第02/NS/94号
- 経済財政省設置法を公布する1996年1月24日付勅令第NS/RKM/0196/18号
- 公的財政システム法を公布する2008年5月15日付勅令第NS/RKM/0508/016号
- 関税法を公布する2007年7月17日付勅令第NS/RKM/0707/017号
- 経済財政省の組織と機能に関する2000年1月20日付政令第04.ANK.BK号
- 経済財政省の関税消費税局、税務局及び国庫局を経済財政省の監督の下でのカンボジア関税消費税総局、税務総局及び国庫総局に格上げすることに関する2008年9月15日付政令第134 ANK.BK号
- 経済財政省関税消費税総局の監督の下での消費税局、関税手続局、免税区域管理局の設立に関する2008年10月6日付政令第152 ANK.BK号
- リスクマネジメントを通じた貿易振興に関する2006年3月1日付政令第21 ANKR.BK号
- ASYCUDAに関するカンボジア王国政府とUNCTADの協定
- 輸出入貨物の検査料金に関する商業省と経済財政省の1994年10月17日付省庁間通達第256 PN.PK.SRNN号
- 通関申告手続と規程に関する2007年12月26日付経済財政省令第1447 MEF.BK号
- 税関事務所外での通関手続実施に係る権限委譲に関する2008年2月15日付経済財政省令第111 MEF.BK号
- 輸出品及び輸入品並びに運輸機関の検査に関する2010年8月19日付経済財政省令第569 MEF. BK号
- リスクマネジメントを通じた貿易振興に関する商業省と経済財政省の2009年11月6日付省庁間通達第994 MEF.BK号
- 税関リスクマネジメントシステムの設立と機能に関する2011年8月31日付決定第009MEF号
- 税関運営の有効性及び税関自動化システムの拡大、使用、プログラムの開発の有効性を確保

するために必要な予算と手数料に関する WCO の規定に従ったリスクマネジメントポリシーを通じた貿易振興の実施の必要性

- 経済財政省の優先業務

## 次の通り決定する

### 第 1 条

輸出入貨物の通関手続手数料を以下の通り決定する。

- A. 一人の所有者に属する輸出入貨物で 20 フィート又はそれ以上のコンテナ 1 本(コンテナ満載:FCL)、又は輸出入される石油については、通関申告(単一管理書類)当たり 6 万リエル相当額
- B. コンテナを使用していない輸出入貨物、又は 20 フィート未満又は上記以外の大きさのコンテナに積まれた輸出入貨物については、通関申告(単一管理書類)当たり 4 万リエル相当額

本省令に定める通関手続手数料の実施と徴収は、2012 年 7 月 1 日から有効とする。

### 第 2 条

輸出入貨物の通関手続手数料は、次に掲げる場合には、免除されなければならない。

- A. 大使館、外国公館、国際機関及び政府系技術協力機関に属する輸出入貨物
- B. 省庁、政府機関及び経済特区の投資者の輸出入貨物
- C. 人道的貨物、又は、関税消費税総局により決定される、国境の住人、国境を通過する乗客の少量の輸出入貨物を含むその他の貨物

### 第 3 条

輸出入貨物の通関手続手数料は、現行の規定に則り下記の目的のために徴収及び使用されなければならない。

- それぞれの通関手続を通じた、特に現物検査の対象となる通関申告による、リスクターゲットの決定及び通関手続の評価と監視のために必要な、税関リスクマネジメントデータシステム(CRMDS)及び ASYCUDA を含む税関自動化システムの日常的運用の継続性を維持するため
- 税関自動化システムの修理、維持管理、能力向上、拡張及び有効化のため
- 税関自動化システムの機器の設置及び技術的サポートのための支出を含む、関税消費税総局の IT の実施と開発の支援するため
- 国際国境チェックポイントにおける貨物検査に権限を有する唯一のリーディング機関として、リスクマネジメントポリシーを通じた貿易振興に則り、輸出入通関における税関担当職員による輸出入貨物の現物検査又は書類の検査及び確認のため
- 本省令第 3 条に定める目的のためのその他の経費、及び、現行法及び規則、特に上記の公

的財政法の規定に定めるその他のインセンティブのため

#### 第4条

本省令の規定により定める輸出貨物の通関手続手数料は、次に掲げる手数料又はその他の経費を含んではならない。

一 税関事務所外で勤務する場合の税関担当職員の費用又は超過勤務料金。特に、上記の税関事務所外での通関手続実施に係る権限委譲に関する経済財政省令第3条に定める旅費及び宿泊費

一 規程に定めるその他の担当機関の検査サービス手数料

一 印刷費、積込・保管・輸送等の費用、スキャニングサービス手数料を含む、その他の経費

#### 第5条

輸出入貨物の通関手続手数料の徴収は、手数料を通関申告書に記録し、領収書 NoKR.IV に記載することにより、経済財政省関税消費税総局の権限下となる。輸出入貨物の通関手続手数料の徴収による歳入は、現行規程に従い、税関業務に係る事前手数料のための子口座 No. 71.02 に入金しなければならない。

#### 第6条

本省令に反する全ての規程は無効とする。

#### 第5条

関税消費税局を担当する王国政府代表、事務局長、内閣担当局長、関税消費税局長、経済財政省の関係部局は、関係する機関と担当者を含めて、署名の日から本省令の各条を有効に施行する。

副首相兼経済財政大臣

署名

キエット・チョン

写し提出先:

王宮省

上院事務局

国民議会事務局

閣僚評議会

(仮訳)

カンボジア王国サムダッチ・アカ・モハ・セナ・バデイ・テコ フン・セン首相府

「今後通達する」

第7条に規定する通り

官報

公文書保管所

(注) 本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じたいかなる損害に関しても責任は負いかねますので、  
正確を期すためには 原文をご参照ください。